

野田市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

野田市水道事業規程第1号

野田市水道事業会計規程の一部を改正する規程

野田市水道事業会計規程（平成26年野田市水道事業規程第1号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「小切手並びに」を削り、「記載した口座振替依頼書を送付し」を「通知して行わ」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。